官

- るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図 を置くこととした。(第一一条~第二〇条関係) まち・ひと・しごと創生本部
- した。(附則第二項関係) の結果に基づいて必要な措置を講ずるものと の法律の施行の状況について検討を加え、そ 政府は、この法律の施行後五年以内に、
- から施行することとした。 この法律は、一部の規定を除き、 公布の日

る特別措置法 (法律第一三七号)(厚生労働省) 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関す

労働者の特性に応じた雇用管理に関する特別の向上することができるようにするなど有期雇用 的とすることとした。(第一条関係) もって国民経済の健全な発展に資することを目 措置を講じ、併せて労働契約法の特例を定め、 ために重要であることに鑑み、専門的知識等を の能力の有効な発揮及び活力ある社会の実現の が当該専門的知識等を有する有期雇用労働者等 労働者等の能力の維持向上及び活用を図ること 有する有期雇用労働者がその有する能力を維持 この法律は、専門的知識等を有する有期雇用

- 当するものをいうこととした。(第二条第一項 のものとして厚生労働大臣が定める基準に該 専門的な知識、技術又は経験であって、高度 この法律において「専門的知識等」とは、
- 期雇用労働者をいうこととした。(第二条第三 とは、次の①又は②のいずれかに該当する有 この法律において「特定有期雇用労働者」 をいうこととした。(第二条第二項関係) 期労働契約」という。)を締結している労働者 事業主と期間の定めのある労働契約 以下 有 この法律において「有期雇用労働者」とは、 4
- 見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金 の契約期間に当該事業主から支払われると (事業主との間で締結された有期労働契約 専門的知識等を有する有期雇用労働者

5

- 労働者に該当するものを除く。) という。)に就くもの (②に掲げる有期雇用 ているものに限る。以下「特定有期業務」 る一定の期間内に完了することが予定され 門的知識等を必要とする業務(五年を超え 額以上である者に限る。)であって、当該専 の額に換算した額が厚生労働省令で定める
- じ。)に達した後引き続いて当該事業主 (高②)定年 (六○歳以上のものに限る。以下同 条第二項に規定する特殊関係事業主にその年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九 雇用される有期雇用労働者 ては、当該特殊関係事業主。 定年後に引き続いて雇用される場合にあっ 以下同じ。)に

基本指針

3

- 用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措原生労働大臣は、事業主が行う特定有期雇 た。(第三条第一項関係) という。)を定めなければならないこととし 置に関する基本的な指針(以下「基本指針」
- た。(第三条第二項関係) 基本指針に定める事項は、次のとおりとし
- (1) 特定有期雇用労働者の雇用の動向に関す る事項
- ② 事業主が行う特定有期雇用労働者の特性 する事項 に応じた雇用管理に関する措置の内容に関
- (\equiv) た。(第三条第三項関係) 会の意見を聴かなければならないこととし れを変更しようとするときは、労働政策審議 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこ
- 四 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこ しなければならないこととした。(第三条第四れを変更したときは、遅滞なく、これを公表 項関係)

第一種計画の認定

労働者 (特定有期雇用労働者のうち2の三のより、当該事業主が行う第一種特定有期雇用 第一種計画が適当である旨の認定を受けるこ 成し、これを厚生労働大臣に提出して、その ての計画(以下「第一種計画」という。)を作 の特性に応じた雇用管理に関する措置につい ①に掲げる者をいう。 (二の①において同じ。) とができることとした。(第四条第一項関係) 事業主は、厚生労働省令で定めるところに

- (二) なければならないこととした。(第四条第二項 第一種計画には、次に掲げる事項を記載し 雇用労働者」という。)が就く特定有期業務 用労働者(以下「計画対象第一種特定有期 の内容並びに開始及び完了の日 当該事業主が雇用する第一種特定有期雇
- 置その他の能力の維持向上を自主的に図る与えられるものを除く。)の付与に関する措 第三九条の規定による年次有給休暇として 訓練を受けるための有給休暇(労働基準法 能力の維持向上を自主的に図るための教育 の職業生活を通じて発揮することができる 計画対象第一種特定有期雇用労働者がそ
- その他の当該事業主が行う計画対象第一種 機会の付与に関する措置 (三の3)において 理に関する措置の内容 特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管 有給教育訓練休暇付与等の措置」という。)
- (\equiv) めるときは、その認定をすることとした。(第3までのいずれにも適合するものであると認 場合において、その第一種計画が次の⑴から 厚生労働大臣は、⑴の認定の申請があった 四条第三項関係) その他厚生労働省令で定める事項
- (1) (二の(1)に規定する特定有期業務が2の(1) 照らして適切なものであること。 門的知識等を必要とする業務であること。 の厚生労働大臣が定める基準に該当する専 二の22及び33に掲げる事項が基本指針に
- 用管理に関する措置として有効かつ適切な 暇付与等の措置その他の当該事業主が行う ものであること。 雇用管理に関する措置の内容が計画対象第 ②に定めるもののほか、有給教育訓練休 種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇
- 第一種計画の変更等

5

生労働大臣の認定を受けなければならないこる第一種計画を変更しようとするときは、厚 種計画(一による変更の認定があったときは ととした。(第五条第一項関係) 認定事業主」という。)は、4の○の認定に係る事業主 (以下「第一種 厚生労働大臣は、4の一の認定に係る第

その変更後のもの。以下「第一種認定計画.

定を取り消すことができることとした。(第五 に適合しなくなったと認めるときは、その認 という。)が4の三の①から③までのいずれか

第二種計画の認定

- 事業主は、厚生労働省令で定めるところに の特性に応じた雇用管理に関する措置につい (2)に掲げる者をいう。(二の(1)において同じ。) 労働者(特定有期雇用労働者のうち2の三の より、当該事業主が行う第二種特定有期雇用 とができることとした。(第六条第一項関係) 第二種計画が適当である旨の認定を受けるこ 成し、これを厚生労働大臣に提出して、その ての計画(以下「第二種計画」という。)を作 第二種計画には、次に掲げる事項を記載し
- なければならないこととした。(第六条第二項
- 働者の特性に応じた雇用管理に関する措置 及び職場環境に関する配慮その他の当該事 用労働者 (以下「計画対象第二種特定有期 業主が行う計画対象第二種特定有期雇用労 雇用労働者」という。)に対する配置、職務 当該事業主が雇用する第二種特定有期雇
- その他厚生労働省令で定める事項
- ②のいずれにも適合するものであると認める場合において、その第二種計画が次の(1)及び 第三項関係) ときは、その認定をすることとした。(第六条 厚生労働大臣は、一の認定の申請があった
- 照らして適切なものであること。 二の①及び②に掲げる事項が基本指針に
- 第二種計画の変更等 (2)働者の特性に応じた雇用管理に関する措置 他の当該事業主が行う雇用管理に関する措 置の内容が計画対象第二種特定有期雇用労 配置、職務及び職場環境に関する配慮その として有効かつ適切なものであること。 (1)に定めるもののほか、(二の(1)に掲げる
- 生労働大臣の認定を受けなければならないこ る第二種計画を変更しようとするときは、厚 認定事業主」という。)は、6の○の認定に係 ととした。(第七条第一項関係) 6の○の認定に係る事業主 (以下「第二種

労働契約法の特例

一種認定計画に記載された2の三の⑴に規定中「五年」とあるのは、5の□に規定する第 条第一項関係) あっては、一〇年)」とすることとした。(第八 での期間 (当該期間が一〇年を超える場合に する特定有期業務の開始の日から完了の日ま 者との間の有期労働契約に係る労働契約法第 が雇用する計画対象第一種特定有期雇用労働第一種認定事業主と当該第一種認定事業主 八条第一項の規定の適用については、同項 14

間に算入しないこととした。(第八条第二項関 れている期間は、同項に規定する通算契約期 後引き続いて当該第二種認定事業主に雇用さ 者との間の有期労働契約に係る労働契約法第 が雇用する計画対象第二種特定有期雇用労働 八条第一項の規定の適用については、定年 第二種認定事業主と当該第二種認定事業主 15

官

9

援助

国は、第一種認定計画に係る計画対象第一種

(2)

(附則第二条第一項関係)

指導及び助言

こととした。(第九条関係)

て、必要な助成その他の援助を行うよう努める 関する措置を講ずる第一種認定事業主に対し 特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に

導及び助言を行うこととした。(第一○条関係) 種認定計画に係る措置の的確な実施に必要な指 種認定事業主に対し、第一種認定計画又は第二 厚生労働大臣は、第一種認定事業主又は第二

二種認定計画に記載された6の二の①若しくは れた4の□の②若しくは③に掲げる事項又は第 ②に掲げる事項の実施状況について報告を求め ることができることとした。(第一一条関係) 種認定事業主に対し、第一種認定計画に記載さ 厚生労働大臣は、第一種認定事業主又は第二

厚生労働大臣は、6の一の認定に係る第二

6

(\longrightarrow) 船員については、適用しないこととした。(第 一二条第一項関係) この法律は、国家公務員、地方公務員及び

12

適用除外

業については、適用しないこととした。(第一 二条第二項関係) この法律は、同居の親族のみを使用する事

権限の委任

ることとした。(第一三条第一項関係) 部を都道府県労働局長に委任することができ 厚生労働省令で定めるところにより、その一 この法律に定める厚生労働大臣の権限は

厚生労働省令への委任 きることとした。(第一三条第二項関係) より、労働基準監督署長に委任することがで れた権限は、厚生労働省令で定めるところに ○の規定により都道府県労働局長に委任さ

要な事項は、厚生労働省令で定めることとした。 施のための手続その他この法律の施行に関し必

この法律に定めるもののほか、この法律の実

(第一四条関係)

施行前の準備

- (1) 本指針を定めることができることとした。 いても、3の一から三までの例により、基 厚生労働大臣は、この法律の施行前にお
- 項関係) ればならないこととした。(附則第二条第二 めたときは、遅滞なく、これを公表しなけ 厚生労働大臣は、①により基本指針を定
- (3) 第三項関係) 基本指針とみなすこととした。(附則第二条 おいて3の一から三までにより定められた 律の施行の日 (以下「施行日」という。)に ①により定められた基本指針は、この法

$(\underline{})$

2

特定熱損失防止建築材料の製造事業者等に係

(1) の例によることとした。(附則第三条関係) 契約の締結の申込みについては、なお従前 係る同項に規定する期間の定めのない労働 契約期間が五年を超えることになった者に 労働契約法第一八条第一項に規定する通算 特定有期雇用労働者であって施行日前に

定めることとした。(附則第六条関係) 律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で この附則に規定するもののほか、この法

年四月一日から施行することとした。 この法律は、一部の規定を除き、平成二

七

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正す る政令(政令第三七八号)(警察庁)

係 律 (平成二六年法律第一三一号)の一部の施行 の講習時間を定めることとした。(第一七条関 に係る猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 に伴い、災害により許可済猟銃を亡失した者等 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法

2 この政令は、公布の日から施行することとし

する政令 (政令第三七九号 (農林水産省) 権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正排他的経済水域における漁業等に関する主権的

- 令の規定を整理することとした。 に関する主権的権利の行使等に関する法律施行 の施行に伴い、排他的経済水域における漁業等 二六年法律第一一九号。以下、改正法」という。) 使等に関する法律の一部を改正する法律 (平成 済水域における漁業等に関する主権的権利の行 外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経
- 2 この政令は、改正法の施行の日から施行する こととした。

済産業省) 令の一部を改正する政令 (政令第三八○号) 経 エネルギー の使用の合理化等に関する法律施行

材料に追加することとした。(第二三条の二関 サッシ及び複層ガラスを特定熱損失防止建築

特定熱損失防止建築材料

る勧告及び命令の要件 ることとした。(第二三条の三関係) ガラスについては一一万平方メートル以上とす サッシについては九万四、○○○窓以上、複層 る勧告及び命令の要件は、生産量又は輸入量が、 特定熱損失防止建築材料の製造事業者等に係

3 施行期日

行することとした。 この政令は、平成二六年一一月三〇日から施

| 三六号) 附則第一項ただし書に規定する規定の した。 施行期日は、平成二六年一二月二日とすることと まち・ひと・しごと創生法 (平成二六年法律第 定める政令 (政令第三八一号)(内閣官房) まち・ひと・しごと創生法の一部の施行期日を